

<別紙 5>

ユニット型短期入所療養介護およびユニット型介護予防短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

入所時および退所時に介護保険証、介護保険負担割合証の確認と利用日の記入をさせていただきます。また、内容に変更があった際には介護保険証等の確認をさせていただきますので、ご持参のうえ 1 階事務室に必ずお寄りください。

2. 短期入所および介護予防短期入所の概要

短期入所および介護予防短期入所は、要介護者および要支援者の家庭等での生活を継続させるために、立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護・医学管理の下における介護および機能訓練その他の必要な医療ならびに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者にかかわるあらゆる職種の職員の協議によって、指定短期入所療養介護計画および指定介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

* 地域区分：伊勢崎市（7 級地）に所在がある当施設のサービス費は 1 単位＝10.14 円となります。

① 短期入所療養介護費（法定割合に準じて負担）

ユニット型個室（強化型）

要介護 1	906 単位/日
要介護 2	983 単位/日
要介護 3	1,048 単位/日
要介護 4	1,106 単位/日
要介護 5	1,165 単位/日

各種加算

- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ 51 単位/日
- 個別リハビリテーション実施加算 240 単位/日
- 送迎加算・・・・・・・・・・・・・・・・ 184 単位（片道）
- 療養食加算・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 単位/食
- 夜勤職員配置加算・・・・・・・・・・・・ 24 単位/日（20 名に 1 名以上配置）
- サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・・ 22 単位/日（介護福祉士 80%以上または勤続 10 年以上の介護福祉士 35%以上）
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ・・・・・・ 所定単位数×0.039 単位
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・・・・ 所定単位数×0.021 単位

- 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×0.008 単位
- * 上記 3 加算については令和 6 年 5 月 31 日まで
- 介護職員等処遇改善加算 I 所定単位数×0.075 単位
- * 令和 6 年 6 月 1 日以降本加算に一本化
- 生産性向上推進体制加算 I 100 単位/月
- 生産性向上推進体制加算 II 10 単位/月
- 認知症専門ケア加算 I 3 単位/日
- 認知症専門ケア加算 II 4 単位/日
- 口腔連携強化加算 50 単位/月
- 総合医学管理加算 275 単位/日 (10 日を限度
診療を行い、かかりつけ医へ文書作成)
- 重度療養管理加算 120 単位/日 (要介護 4 または 5 要医療管理)
- 緊急短期入所受入加算 90 単位/日
(原則入所日から 7 日以内、最大 14 日以内)
(認知症行動・心理症状緊急対応加算併用不可)
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位/日 (入所日から 7 日を上限)
- 若年性認知症利用者受入加算 120 単位/日
(認知症行動・心理症状緊急対応加算併用不可)
- 緊急時施設療養費
 - (1) 緊急時治療管理 518 単位/日 (1 月に 1 回 3 日を限度)
 - (2) 特定治療

② 介護予防短期入所療養介護費 (法定割合に準じて負担)

ユニット型個室 (強化型)

要支援 1	680 単位/日
要支援 2	846 単位/日

各種加算

- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II 51 単位/日
- 個別リハビリテーション実施加算 240 単位/回
- 送迎加算 184 単位 (片道)
- 療養食加算 8 単位/食
- 夜勤職員配置加算 24 単位/日
- サービス提供体制強化加算 I 22 単位/日 (介護福祉士 80%以上または
勤続 10 年以上の介護福祉士 35%以上)
- 介護職員処遇改善加算 I 所定単位数×0.039 単位
- 介護職員等特定処遇改善加算 I 所定単位数×0.021 単位
- 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数×0.008 単位
- * 上記 3 加算については令和 6 年 5 月 31 日まで
- 介護職員等処遇改善加算 I 所定単位数×0.075 単位

* 令和 6 年 6 月 1 日以降本加算に一本化

- 生産性向上推進体制加算Ⅰ 100 単位/月
- 生産性向上推進体制加算Ⅱ 10 単位/月
- 認知症専門ケア加算Ⅰ 3 単位/日
- 認知症専門ケア加算Ⅱ 4 単位/日
- 口腔連携強化加算 50 単位/月
- 総合医学管理加算 275 単位 (1 回につき 10 日を限度
診療を行い、かかりつけ医へ文書作成)
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200 単位 (入所日から 7 日を上限)
- 若年性認知症利用者受入加算 120 単位
(認知症行動・心理症状緊急対応加算併用不可)
- 緊急時施設療養費
 - (1) 緊急時治療管理 518 単位 (月に連続する 3 日を限度)
 - (2) 特定治療

③ 滞在費 (1 日あたり) ユニット型個室 . . . 2,110 円

※ 負担額が減額される方がいます。市町村にお問い合わせください。

《減額後の利用者負担額》 * 令和 6 年 7 月まで

- 利用者負担第 1 段階 820 円
- 利用者負担第 2 段階 820 円
- 利用者負担第 3 段階① 1,310 円
- 利用者負担第 3 段階② 1,310 円

《減額後の利用者負担額》 * 令和 6 年 8 月から

- 利用者負担第 1 段階 880 円
- 利用者負担第 2 段階 880 円
- 利用者負担第 3 段階① 1,370 円
- 利用者負担第 3 段階② 1,370 円

④ 食費 (1 日あたり) 1,950 円 (朝食 600 円、昼食 700 円、夕食 650 円)

※ 負担額が減額される方がいます。市町村にお問い合わせください。

《減額後の利用者負担額》

- 利用者負担第 1 段階 300 円
- 利用者負担第 2 段階 600 円
- 利用者負担第 3 段階① 1,000 円
- 利用者負担第 3 段階② 1,300 円

(注) 市町村民税世帯非課税であって、資産要件 (預貯金等) に該当

- 利用者負担第 1 段階 (老齢福祉年金受給者) (生活保護受給者)
- 利用者負担第 2 段階

(課税・非課税年金収入と合計所得金額の合計 80 万円以下の方)

- 利用者負担第 3 段階①（課税・非課税年金収入と合計所得金額の
合計 80 万円超 120 万円以下の方）
- 利用者負担第 3 段階②（課税・非課税年金収入と合計所得金額の
合計 120 万円超の方）

(2) その他の料金（利用料）

- ① 日常生活品費（リースタオル等） 100 円/日
ご持参される場合にはお申し出ください
- ② 教養娯楽費（材料費） 100 円/日
- ③ 特別な療養室（1 日）
ユニット型個室 2,200 円（税込）
- ④ 選択食費（入所者が選択する特別な食事）
実費（特別に材料を注文するため、実費をいただきます）
- ⑤ 理美容代
実費
- ⑥ 私物洗濯代（利用者・家族の状況に応じて対応します）
700 円/回（洗濯・乾燥）
- ⑦ 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）
実費
- ⑧ 書類代（診断書等）
実費
- ⑨ 電気製品利用料（持込みの電化製品（充電製品除く）利用時）
1 品につき 50 円/日

(3) お支払い方法

退所時に利用料請求書を 1 階事務室にてお渡しいたします。お手数ですがお立ち寄りください。なお、施設送迎をご利用の方は退所日に職員が請求書をご自宅へお届けいたします。お支払いは、退所後 2 週間以内に現金またはお振り込みでお願いいたします。現金でのお支払いは、トラブル防止のため、アルボース 1 階事務室窓口でのみお支払い可能です。

また、自動引き落としでのお支払いを希望される方は、担当相談員または事務室までご相談ください。

お振り込みおよび引き落としの領収証は、入金確認後に発行いたします。